

[事案 30-253] 契約無効請求

・令和元年5月14日 裁定終了

<事案の概要>

保障内容が希望したものと異なっていたことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年12月に契約した定期保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)他の保険会社の保険証券を募集人に見せて、同じ保障内容の商品に加入したいと伝え、募集人から同じ保障内容である旨説明されたので加入したが、実際には希望した保障内容と異なっていた。
- (2)申込手続きにおける携帯端末の意向確認画面と申込画面の署名は、自分の筆跡と異なる。
- (3)契約後に到着した保険証券を見たところ、希望した保障内容と異なっていることに気づいたため苦情の電話を入れたが、その後2年間保険会社から何の連絡もなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人の希望する保障内容では、保険料が高額になるため提案が難しいことを説明し、申立人の理解を得た上で、本契約を提案している。
- (2)申立人は自らの意向と相違ないことを確認して意向確認画面に署名し、重要書類の受領確認後、申込画面に署名している。
- (3)申込手続後に、募集人とは別の職員が申立人宅を訪問して保障内容が申立人の意向に沿ったものであることを確認しており、また、申立人から保障内容が希望と異なるとの苦情の電話もなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、加入経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による虚偽説明や意向確認画面と申込画面の署名が申立人の筆跡ではないとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。